

令和6年度版

入園のしおり

豊田市立根川こども園

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 2
2 めざす子ども像・教育及び保育目標	-----	P. 2
3 保育時間	-----	P. 4
4 一日の保育内容	-----	P. 5
5 食事とおやつ	-----	P. 6
6 行事について	-----	P. 9
7 健康管理	-----	P. 10
8 家庭の協力	-----	P. 14
9 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 16
10 保育料等	-----	P. 17
11 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 24
12 保育支援アプリの利用	-----	P. 25
13 その他の取り組み	-----	P. 26
14 その他の注意事項	-----	P. 28

根川こども園 年間行事計画表(予定)

根川こども園駐車場について・園周辺道路規制図

1 教育及び保育の基本理念

子どもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のある子どもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざす子ども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、子どもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざす子ども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざす子ども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動する子ども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶ子ども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりする子ども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ち、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的な生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

根川こども園の保育目標

保育は、一人一人の子どもが自分らしさを発揮し、心豊かに意欲をもって生きることが出来る力の基礎を培うことを目標としています。

そのため、根川こども園では、乳幼児期の発達の特性を踏まえ、生活や遊びの中での様々な体験を通して、次のような子ども・こども園像を目指しています。

『 めざす子ども・こども園像 』

元気いっぱい 笑顔いっぱい やる気いっぱい みんなが輝くこども園

◀ 3歳未満児 ▶

- ・ 機嫌よく遊べる子ども
- ・ 感情や欲求を十分だせる子ども
- ・ 身近なものに興味や関心をもつ子ども

◀ 3歳以上児 ▶

- ・ 友だちとよく遊ぶ子ども
- ・ やさしい、思いやりのある子ども
- ・ 身近な環境に関わり、見たり考えたり試したりする子ども
- ・ あいさつができる子ども

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

◆早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまで子どもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) 家庭での親子のふれあいが、子どもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

4 一日の保育内容

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育	7：30	早朝保育
登 園 ・観察、検温、所持品の整理	8：30	登 園 ・観察、所持品の整理
遊び、生活	9：00	遊び、活動 ・自発的な遊び ・課題のある活動
お や つ	10：00	
昼 食	12：00	昼 食
昼 寝	13：00	遊び 自発的な活動 昼寝
お や つ	14：00	3歳児4～12月（予定） 4,5歳児はありません
降 園	15：00	降 園
延長保育最終降園	18：00	延長保育最終降園

※ 保育内容は、各園により多少異なります。

※ 土曜日保育（実施園のみ）においては、昼食・降園時間が異なります。

※ 昼寝期間の終了は、気候や子どもの様子により変更する場合があります。

5 食事とおやつ

給食は、子どもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は各家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びを持てるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。子どもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。(土曜給食は園により多少異なります。)

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。
詳細は園にご相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。
その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。
- 年に数回弁当日があります。**幼児のみ**です。弁当・布おしぼり・マスクの替え敷物・ごみ袋・手提バックに水筒を入れ、**リュックサックで登園**します。
弁当日は、コドモンカレンダーで御確認ください。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆**対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。**

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆**ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。**

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆**医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。**

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆**重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。**

コンタミネーション[※]等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・ソバ、ピーナッツの使用はありません。ナッツ類について、そのものは使用しませんが加工品や調味料にナッツ類が含まれている場合があります。

・卵・野菜は75℃で1分間以上加熱したものを提供し、生卵・生野菜は提供しません。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなか
がゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通して子どもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。根川こども園の詳細は最終ページの「年間行事表」及びコドモン内カレンダーでご確認ください。

月	行事名	月	行事名
4月	★入園式（新入園幼児）	10月	★運動会（幼児） お芋パーティー
5月		11月	社会見学（5歳児）
6月	★保育参加（4・5歳児） プール開き	12月	★生活発表会（幼児） お楽しみ会
7月	七夕会 カレーパーティー（5歳児）	1月	新年お楽しみ会 ★個別懇談会（5歳児）
8月		2月	豆まき
9月		3月	ひな祭り会 お別れ会（幼児） ★卒園式（5歳児）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・動物とのふれあい（隔年） （移動動物園が園に来て動物とのふれあいなど体験します） ・六所山野外体験学習（5歳児） （六所山の自然の中、ハイキングやアスレチックで体を動かして遊びます） ・交通安全学習センター学習（4、5歳児） ・防サイ君（地震体験）・不審者訓練 ・子育て講座（5歳児親子参加） 等 		
毎月	誕生会 交通安全指導・避難訓練		

※年間行事表はR6・2月時点の地域学校連絡協議会用で作成されていますので、変更が生じる場合があります。御了承ください

★マークは、保護者の方に来園していただく行事です。

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。子どもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合って子どもの成長を見守ることが必要です。園で子どもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上の子どもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、子どもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかりと食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。子どもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておく感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ①持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん、関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ②熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。
- ③ 子どもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第に子ども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、

活動しやすい衣服を整えてください。また、子どもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、子どもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※子どもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、子どもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、子どもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いいたします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。
- ・ムヒパッチ、虫よけ剤などは剥がれ落ちた時に乳児が誤飲する恐れがありますので園では使用できません。御家庭からでもできるだけ貼ってこないよう御協力ください。どうしても必要が生じた場合は、担任へお知らせください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

- すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel80-1633
- ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 Tel43-5082
- ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ①病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。
(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診し、結果を園へ提出してください。
- ②相談事項等があれば、内科健診前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。受診予定日が決まりましたら担任へお知らせください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

<こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。>

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① 子どもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります(学校保健安全法施行規則18条)。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります(下表1のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料(証明料)は、豊田市で負担します。

(豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。)

- ④感染力が非常に強い感染症(インフルエンザ等)については、感染拡大防止のためクラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R5.11 時点)

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで
伝染性紅斑（りんご病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、 感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。	

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については当面の間、治ゆ証明書は不要です。ただし、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

8 家庭の協力

(1) 登降園について

登降園の受付、園への連絡などは保育支援アプリ（コドモン）にて行います。
御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

- ①登園時間を守りましょう。**乳児、幼児共に9時までの登園に御協力ください。**
- ②毎日、コドモンに必要事項を入力してください。（P24参照）
 - 1 迎え予定時間
 - 2 欠席・遅刻の場合、「～の受診の為」や「発熱」「下痢」「外出」「保護者が休み」「兄弟が病気」など理由まで具体的にご記入ください。
 - 3 健康状態・家庭での様子

★9時までに入力を済ませてください。データ不足の場合、各御家庭にコドモンから情報を入力するよう指示が入ります。御協力をお願い致します。
- ③登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥降園後は園庭で遊ばません。駐車場も混み合います。スムーズな降園にご協力ください。
- ⑦車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
 - 車からは親が先に降り、必ず子どもの手をつないでください。
 - 車中に子どもを残さないでください。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ（コドモン）にて行います。
※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

(2) 生活習慣について

- ①早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ②大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

< 汚れた衣服の取り扱いについて >

豊田市立根川こども園

保護者の方へ…

< 大便、おう吐物で汚れた衣服の取り扱いについて >

保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内でまん延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。

園内で大便、おう吐物でお子さんの衣服が汚れた場合、保育者の着衣や、周囲にウイルスなどが飛び散らないよう、静かに大まかな汚れだけを落としてしています。
(水洗いはしていません)

ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、細かい汚れまでは完全に落としていませんのでご了承ください。

◆ご自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

- ・窓を開け、十分換気をしてください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・水洗い後、塩素系の消毒液を使用する、または、85℃以上の熱湯で1分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、塩素系の消毒液で色落ちしたり、熱湯で縮んだりする素材もありますので、気をつけてください。
- ・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・片づけ時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・最後に石鹼で、しっかりと手洗いをしてください。

< 血液で汚れた衣服の取り扱いについて >

血液は医学的には感染物と考え、鼻出血や怪我等で衣服に血液が付着した場合も水洗いは行いません。袋に入れて返却いたしますので、ご自宅での処理をお願いします。

< 尿や泥などで汚れた衣服の取り扱いについて >

衣服の洗浄のために子どものそばを離れ、保育する時間を減らすのは良くないと考えから、洗浄せず袋に入れて、返却いたしますので、お願いします。

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）

・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

①警報が発令されて午前6時まで解除された場合は、平常通り保育します。

②午前6時まで警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。

③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。

④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、子どもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

①午前6時まで暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。

なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。

②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。

※豊田市から「警戒レベル3・4」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。

②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。

③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。

②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による		延長保育時間【C】 月額			
			(16:00まで) 1,000円			
月額 1,000 円	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで		(17:00まで) 2,000円			
	月額1,600円（正午までの園は800円）		(18:00まで) 3,000円			
		(19:00まで) 4,000円				

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3) 【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・0～2 歳児 （A～C階層） ・3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円の加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円の加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

- (3) 保育料の多子軽減** ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用
多子世帯においては、その子どもが何人目の子どもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

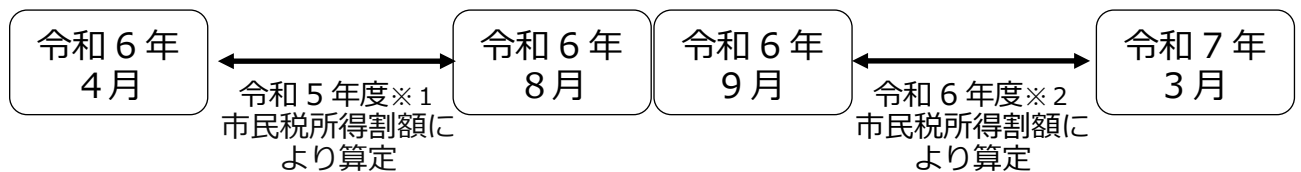
生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目の子どもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第2子	D01 以上	半額	半額
第3子以降	D01 以上	0円	0円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。
毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和5年度市民税所得割額とは令和4年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

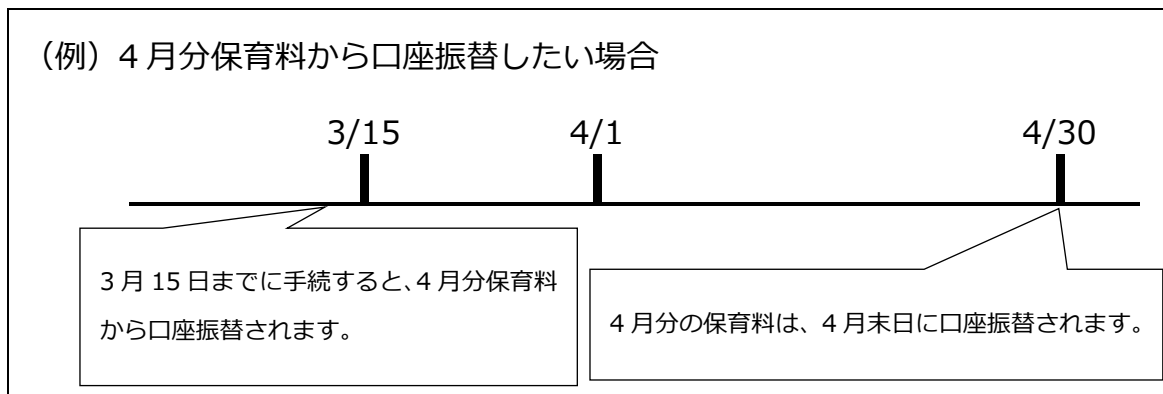
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和6年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	12/25	1/31	2/28	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に1回のみ)

給食費は対象ではありません。

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します(一部の園を除く)。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書(園で配付)
- ・要件証明書(就労証明書等)

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない(1号認定)場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等(保育料以外に毎月かかる費用)

以下の支払については、「12 保育支援アプリ(コドモン・エンペイ)の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 給食費(3～5歳児のみ)

月4,000円程度(1食210円)です。

階層変更により、有料か無料が変わることがあります。

なお、給食費は改定されることもありますので、御承知おきください。

階層	0～2歳児	3～5歳児
A・B・CとDの第3子以降※	保育料に含まれる	無料
Dの第1子、第2子	保育料に含まれる	有料

※D階層は、小学校3年生以下の兄弟のみカウントして第3子以降。

(2) 保護者の会費

活動費(会費)の徴収はありません。諸経費のみ引き落としがある場合があります。

(3) 災害共済制度(日本スポーツ振興センター)

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金(保護者負担額)は年額240円又は200円です。(園によって異なります。)

※豊松、上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料(保護者負担額)は、日本スポーツ振興センターに準じます。

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分(給食費は含まない)

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等・給食費の未納分

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園した子どもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので保育課に連絡を取るとともに早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満 3 歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満 3 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0 歳児から 2 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市 H P に無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定 変更申請書	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	【期限】退園日の15日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後2か月经過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後2か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】利用前月の25日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。なお、年間を通して就労実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。(旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。)

- ・1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
- ・3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

◎登降園管理についてはP14にもあります。宜しくご協力ください。

◎夏季・冬季・春季保育等、長期間休みになる場合も、**毎回都合欠**を入力してください。

◎兄弟児について、体調不良などで一人だけ欠席するといった時には、登降園時に打刻をする際、間違いのないようにお願いします。

◎給食申請について

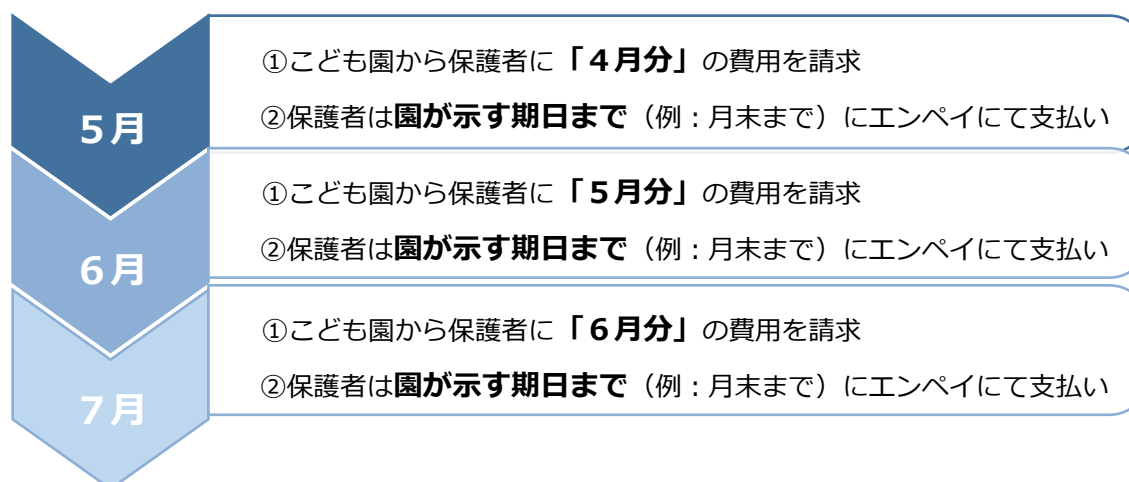
発注食数や給食費に関係しますので、別紙マニュアルを確認しながら申請をしていただくようお願いします。特に、一度申請をした後に変更を希望される場合には職員と確認をしながら間違いのないようにしていきたいと思っておりますのでご協力をお願いします。

※日々の登降園管理や給食の申請についてはコドモン上で行うこととなりますので、忘れずにアプリの登録をお願いします。

エンペイ

給食費、諸費（保護者の会費、絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



13 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和5年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的として令和5年度からお昼寝ベッドを導入しました。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

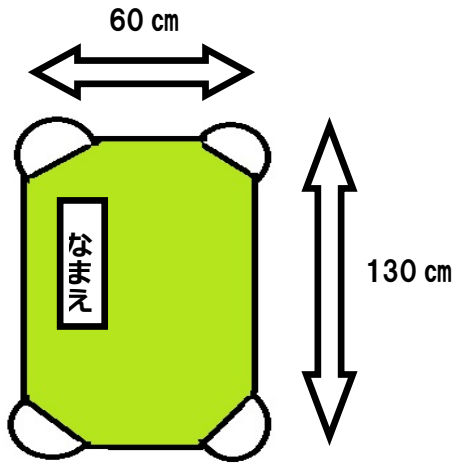
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

子ども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

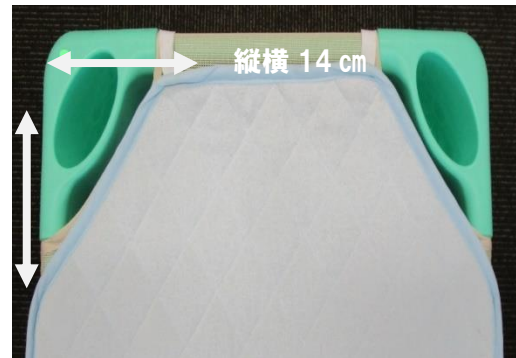
○お昼寝ベッド用シーツ 2枚 (洗い替え用)



【作成する例】

- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - *布 (タオル地、キルティング地など)
 - *ゴム 4本 (目安: 横2~3cm×長さ 35 cmほど)
 - *四隅を縦横 14 cmほど三角形に折るを使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】

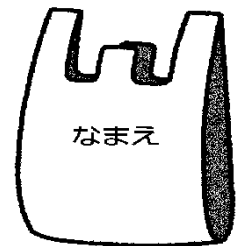


○掛布団に代わるもの

(夏) タオルケット (冬) 毛布
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

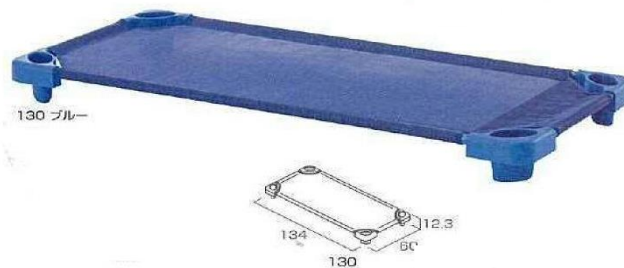
休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



14 その他の注意事項

- ① 子どもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ 子どものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。
- ⑥ ご家庭で怪我をしたときは必ずお知らせください。顔や体に理由のわからない傷があると虐待を疑うなど園は市に報告する義務があります。
- ⑦ 園では、行事の際の保護者用スリッパを用意できませんので、上履きをご持参ください。
祖父母の方にもお知らせください。
- ⑧ コドモンでお知らせを配信することが多いです。御承知おきください。
- ⑨ 職員室前に落し物を入れる箱があります。落し物をした際はご確認ください。落し物の保管は、2週間程度を目安とさせていただきます。
- ⑩ 園職員にお土産、感謝、お祝いなどの意味での贈答品については、公務員法に抵触すること、また、結果的に保護者の方にも迷惑をおかけすることになりますので、お気持ちだけをしっかりと受け止めさせていただき、品をお受けすることができませんので、御了承ください。
- ⑪ 給食は安全のため搬送、調理終了から2時間以内に食べることと市で決められています。登園が遅れ、12:30過ぎますと食べることはできませんので、御了承ください。

<根川こども園駐車場について>

◆送迎時の駐車場として、場所をダンロップさんからお借りしています。下図のルールを守らない場合、大変迷惑となります。決められた場所以外絶対に駐車しないでください。なお、守られない場合は、利用できなくなる恐れもあります。また、駐車場へ出入りする道路は狭いので、保護者の皆様には、下図の⇒のように一方通行でお願いしています。

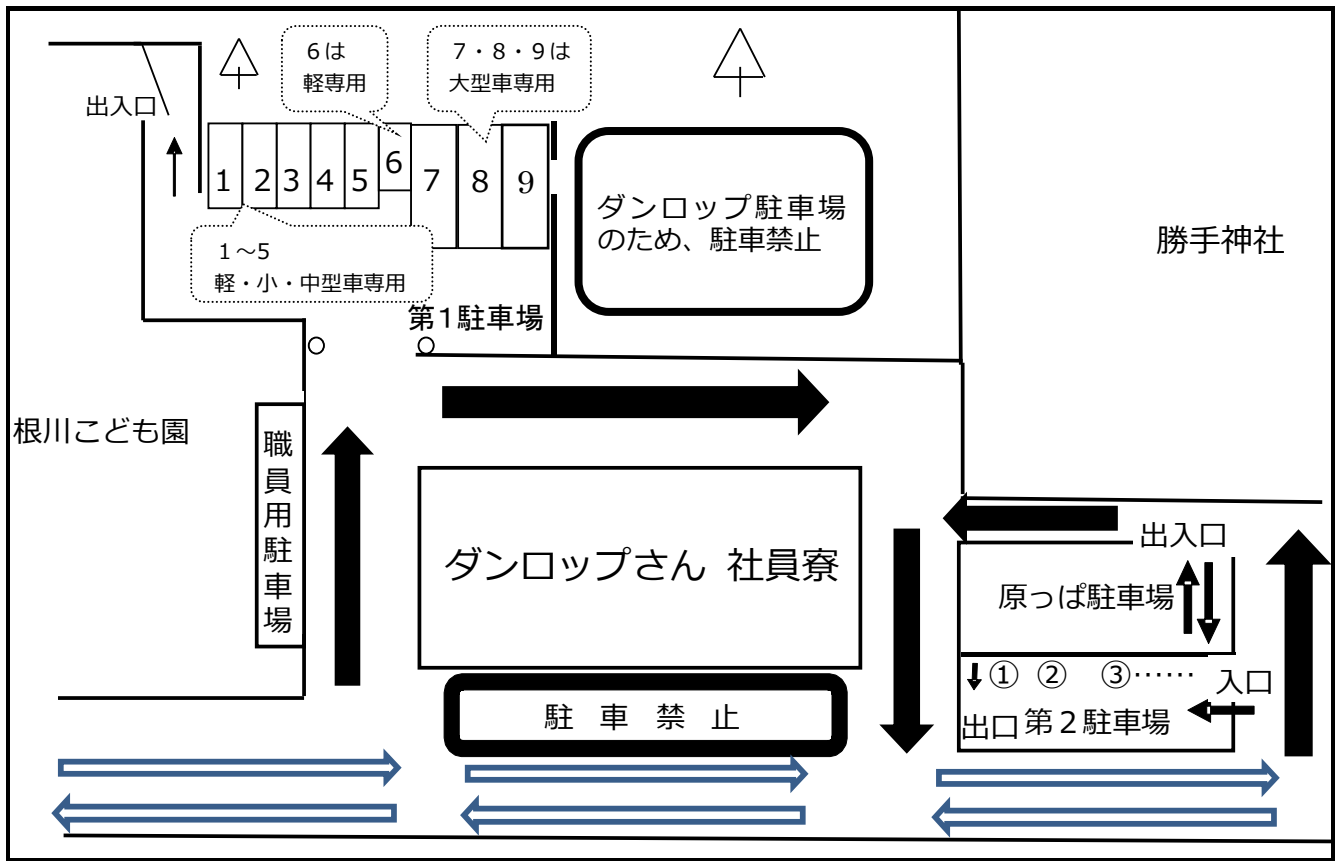
◆駐車場のルール

①園舎北側の駐車場

- ・軽・小・中型車は1～5に停める
- ・6番は軽専用です。
- ・大型車7・8・9に停める
- ・道路は一方通行で走る
- ・送迎専用です
- ・終日、園庭で遊んでいくことはできません

②第2駐車場・原っぱ駐車場

- ・園行事・園庭で遊んで帰る時はこちらに停めて矢印に従って出入りする
- ・ダンロップ社員寮には、勤務の都合で寝ている方もいらっしゃるので、駐車場では長時間大声で話さない
- ・子どもが石を投げて遊ばないように気を付ける



こども園関係者のみ一方通行

通行可

※駐車場までは、お子さんと手をつないで歩きましょう。子どもだけで走っていくと大変危険です。

※駐車場が狭いため、運動会、生活発表会、参観日などのこども園行事には、徒歩、自転車、近所の方との乗り合わせに御協力をお願いいたします。

※地域の方も利用する道路です。スピードを出すと危険です。徐行運転をお願いします。

※一方通行ルールはこども園が駐車場借用にあたり、決めていることです。

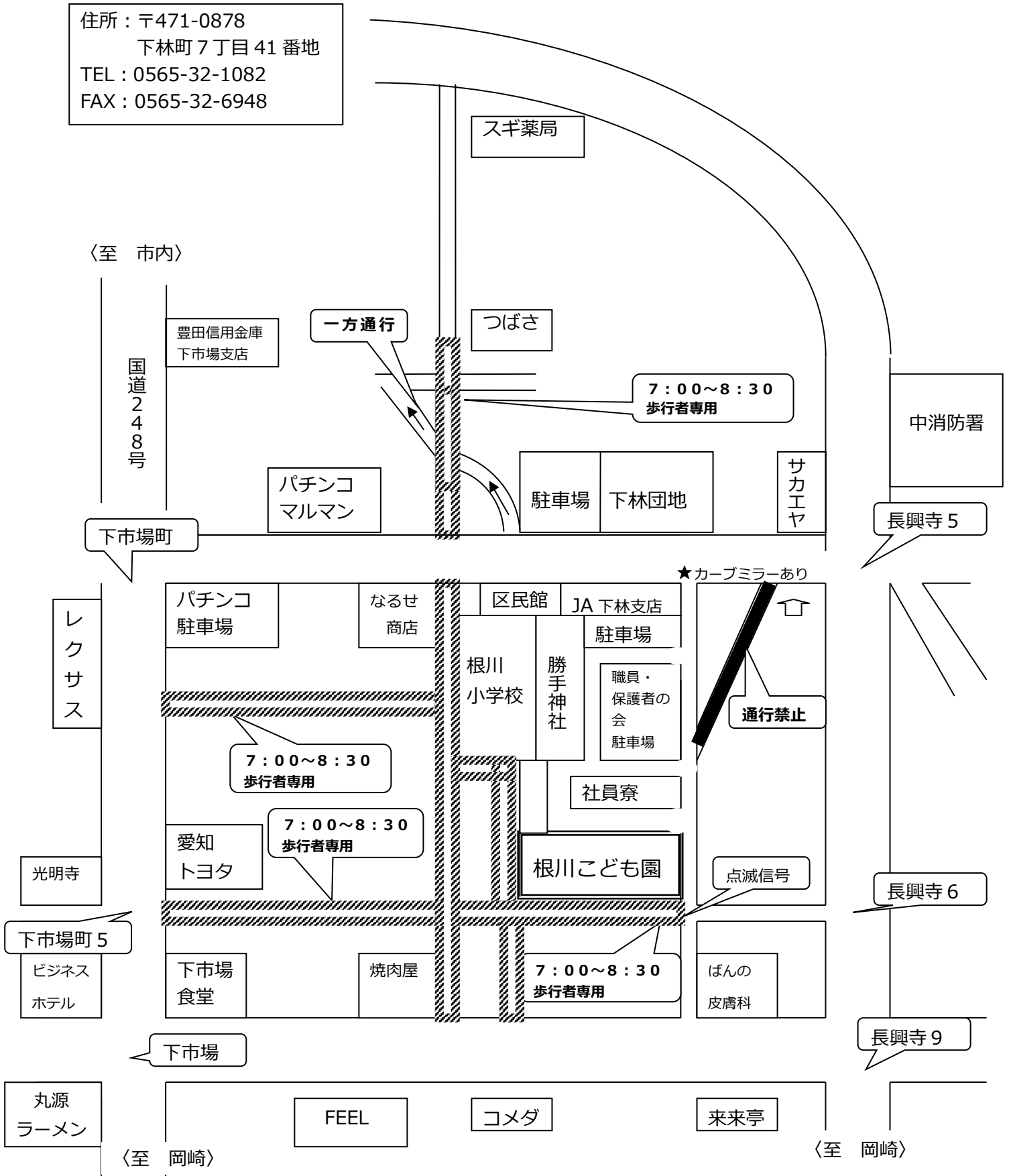
一般車の規制はないので、対向車が来る場合もあります。

根川こども園周辺道路規制図

■ は生活道路のため、通行禁止

▨ は7:00~8:30歩行者専用道路

住所：〒471-0878
 下林町7丁目41番地
 TEL：0565-32-1082
 FAX：0565-32-6948



令和6年度

《幼児版》

豊田市立根川こども園

豊田市下林町7丁目41番地

入園までに用意するもの

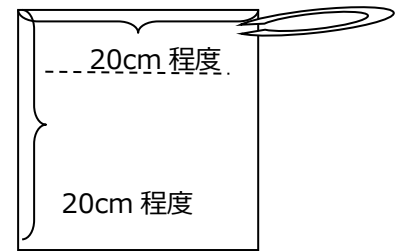
① コップ袋

- ・コップが入る大きさで大きめがよいです。
- ・キルティング布は不向きです。
- ・2、3枚用意をお願いします。(毎日取り替えるため)

② コップ

- ・**持ち手付き**で倒れにくく、落としても割れにくいものがよいです。(プラスチック製)
- ・シンプルなデザインのものをお願いします。
飾りのあるものは適しません。
- ・毎日洗って清潔にしてください。

紐は滑りの良いものを使用



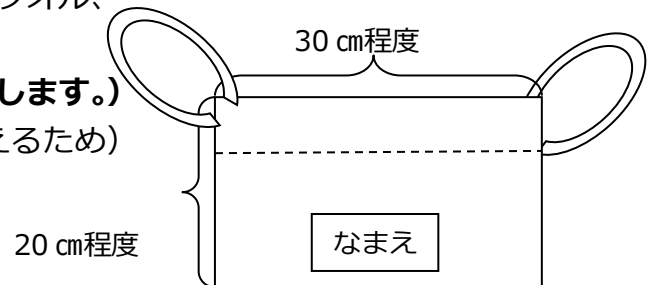
持ち手付き ↓



③ 給食袋

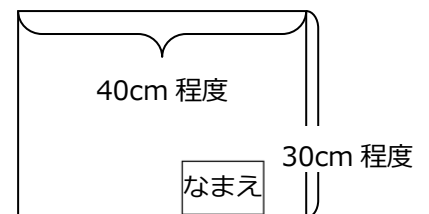
- ・給食用ナフキン、手拭き・口拭き用ハンカチタオル、箸セット、マスクを入れます。
(子どもが自分で出し入れできるようにお願いします。)
- ・2、3枚用意をお願いします。(毎日取り替えるため)
- ・キルティング布は不向きです。

両方から広げられるように紐は2本



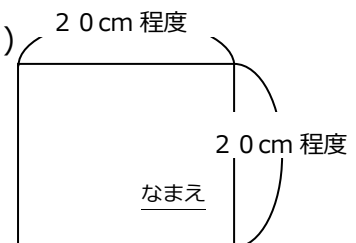
④ 給食用ナフキン

- ・2、3枚用意をお願いします。(毎日取り替えるため)
- ・キルティング布は不向きです。
- ・指定のサイズに合わせてください。
(一つの机に4人がナフキンを置くため)



⑤ 手拭き・口拭き用ハンカチタオル

- ・2、3枚用意をお願いします。(毎日取り替えるため)
- ・ハンカチタオルの大きさが良いです。(ハンドタオルは適しません。)
- ・給食袋の中に入れます。
- ・**普段の遊びやトイレ後に使用するハンカチとは区別します。**



⑥ 箸セット

- ・ケースのふたと底、箸、スプーン、フォークにそれぞれ名前を書いてください。
- ・毎日洗い、清潔にしてください。
- ・**名前以外のシールを貼らないようにお願いします。**

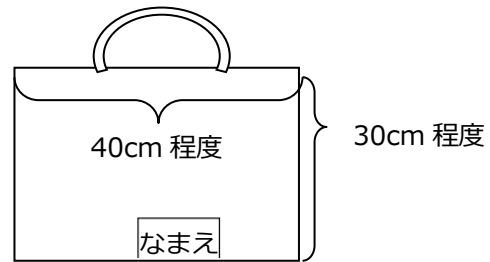
⑦ 給食用マスク 1枚

給食配膳中にマスクをつけます。



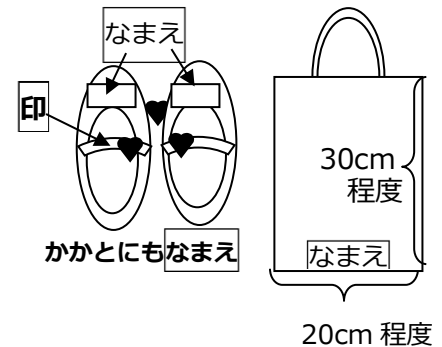
⑧ 手さげ袋

- ・水筒、絵本、着替え等を入れます。
- ・キルティング等の厚地がよいです。
- ・持ち帰ったら、翌日持ってきてください。
- ・小さいと絵本が入らないことがあるので、**右図の大きさでお願いします。**



⑨ シューズ・シューズ袋

- ・見やすい位置に名前を書いてください。(2箇所)
- ・袋は、卒園まで使用できる大きさがよいです。
- ・週末に持ち帰り、洗って月曜日に持ってきてください。(3歳児はシューズの左右が分かるように内側に印をつけるとよいです。)



⑩ 着替え

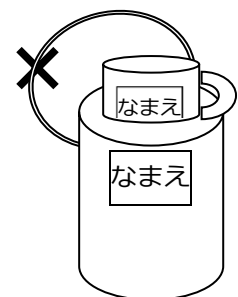
- 3歳児は園のタンスで保管します。
- ・着替え 2組
(パンツ、肌着、Tシャツ、ズボン、トレーナー、靴下、体拭きタオル、ハンカチ、マスクなど)
- ・汚れ物を入れるビニール袋 3、4枚 (**1枚ずつ名前を書いてください。**)
- 4・5歳児は、巾着袋に入れて持たせてください。
- ・着替え 1組
(パンツ、肌着、Tシャツ、ズボン、トレーナー、靴下、体拭きタオル、ハンカチ、マスクなど)
- ・入園、進級当初は多めに入れておくとよいです。
- ・汚れ物を入れるビニール袋 3、4枚 (**1枚ずつ名前を書いてください。**)
- ・**パンツが入っていない場合、園用(新品)パンツを使用します。返却の際は、同サイズの新品パンツを持ってきてください。**
- ・使用したら次の日に必ず補充し、常に園に着替えが置いてあるようにしてください。

⑪ リュックサック、布おしぼり、敷物、ごみ袋

- ・遠足、園外保育、弁当日に使用します。使用する時には、その都度連絡をします。

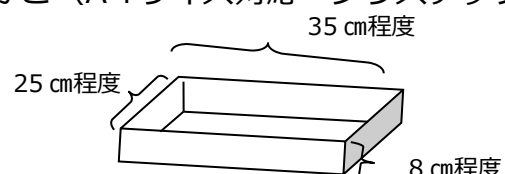
⑫ 水筒 (通年使用) : 手提げ袋に入れて毎日持参します

- ・**コップつきの物でひもは、はずしてください。**
- ・ふたをひねる、コップに注いで飲む経験をしておきましょう。
- ・ストロー式や口をつけて飲む形のもの是不衛生になるため、適しません。(水筒にはお茶、又は水を入れてください。)



⑬ 道具箱 (4・5歳児のみ)

- ・マーカーなどの個人の用具を入れるのに使います。
- ・大きさや材質は、百円均一で購入できるかご (A4サイズ対応 プラスチック製) と同じ程度で構いません。



毎日の持ち物

- ①カバン（キーホルダーやお守りは目印として1つにしましょう。安全面を考慮して、当たっても痛くない物にしましょう。音や光が出たり動いたりする物、大きい物は適しません。また、ボールチェーンは取れやすので変えましょう）。
- ②給食セット
コップ、ナフキン、手拭き・口拭き用ハンカチタオル、マスク、箸セット
- ③ハンカチ・ティッシュ
スモック（着用期間）や衣服のポケットに入れてください。ベルトやクリップで取り外しできるポケットタイプのもは遊具等に引っかかり危険な為使用できません。
- ④ひもなし水筒（手提げに入れる）

全ての持ち物に名前を必ず記入してください。また、汚れたり紛失したりして困るものや不要なものは持って来ないようにしてください

服装について

- ① 動きやすい服装にしましょう。ハンカチ・ティッシュが自分で出し入れできるポケットのあるもの。ズボンのポケットの小さいものは適しません。
スモックは、4月～5月、10月～3月に着用します（前後に移行期間があります。）
- ② フードや紐のついた服は事故につながりやすく、危険なため控えてください。
- ③ 靴は、はき慣れた運動靴にしましょう。見える所に名前を書いてください。
（クロックス・サンダル・ブーツは使用しません。）
- ④ カラー帽子はクラスカラーの帽子を使用します。入園式までに『金澤屋用品店』にて各自で購入してください。クラス発表は4月1日です。同じ色の物がある方は、購入不要です。
- ⑤ 名札は園で保管し、登園したら左胸につけます。入園式の日配布します。
- ⑥ 髪飾りは、運動中落ちたり、ひっかかったりしない物にしてください。
カチューシャ、ヘアピンは危険な為、園では使用しません。
- ⑦ 手足の爪は、短くしてきてください。毎週末には確認し、月曜日に整えて登園しましょう。

登園時にすること

- ①家庭にて登園前の検温をし、コドモンに入力する（睡眠、食事、検温、子どもの様子、薬の服用等）
- ②9時までに登園してください。
- ③登園したら、職員室又は乳児室にあるコドモンのタブレットに登園打刻をする。
- ④子どもの左胸に名札をつける。
個人情報保護のため、登降園時には名札をはずし、園内のみでつけます。御理解、御協力をお願いします。名札は靴箱にあります。

★幼児は各学年の手洗い場で手洗いをしてから、各クラスで持ち物の始末をします。

※早朝保育を利用される方は、1階手洗い場で手洗いをしてから、各クラスで持ち物の始末をし、きりん組で受け入れになります。

降園時にすること

- ①コドモンで降園打刻をする。
- ②14時40分から各年齢の引き渡し場所に並んでください（夏の暑い時期と延長時は保育している部屋までお迎えをお願いします）。
5歳児→職員室前テラス 4歳児→階段前テラス 乳児・3歳児→各クラス
- ③名札をはずし保管場所へ戻す
★降園後は園庭で遊ばません。駐車場も混みあいます。スムーズな降園に御協力ください。
 - ・園の都合により時間帯や迎え場所が変更になる場合があります。
 - ・保護者の迎えの予定時間、予定引取者が変更になった時は、必ずコドモンに入力してください。（13：00以降に変更になった場合は園に電話を入れてください）。

【登園させても大丈夫かな…と迷う時】

園は家庭とは違う「集団の場」です。感染症は互いにうつし合ってしまう場合があります。次の場合は預かりが心配になりますので、早めの安静を検討しましょう。

- 1 検温をして、降園体温になっている場合
 - 2 日頃の様子と違う、泣く時間が多い、遊べないなどの姿や伝染性の病気の可能性が見られる場合
 - 3 繰り返し嘔吐、下痢がある場合（脱水の危険と周りへの感染防止のため、同じ症状が2回以上、もしくは1回でも複数の症状があった場合）
- 上記の症状が園で見られた場合、園からお子さんの症状をお伝えし迎えのお願いをしています。

令和6年度

《乳児版》

豊田市立根川こども園

豊田市下林町7丁目41番地

乳児の保護者の方へ

子どもの生活の基盤は家庭であり、保護者に十分甘えられ、欲求が満たされることで安心して毎日を過ごすことができます。

子ども達一人一人が、よりよい成長・発達をしていくために、こども園と家庭とがお互いに協力し合い、連絡し合って保育をしていくことが大切になりますので、御協力をお願いします。

☆毎日の生活の中で大切にしたいこと☆

◎生活のリズムを大切にする

子どもは昼間、十分活動します。夜はPM8：00～9：00には寝ましょう。起きるのが遅いとこども園に来てもぼんやりとしたり、ぐずって機嫌が悪かったりし十分に遊べません。大人の生活リズムに子どもを合わせないように気をつけましょう。また、保護者の方にゆとりがないと、子どもの気持ちが悪く不安定になります。保護者の方もゆとりをもった生活リズムを心掛けましょう。

◎朝の食事を大切にす

朝食は一日の生活をスタートするための必要な活動源です。栄養のバランスを考え、親子で一緒に楽しく会話をしながら食べるようにしましょう。

◎触れ合いを十分にす

子どもは一日大好きな保護者の方と離れて過ごしています。家に帰ったら膝に入れて絵本を読む、抱きしめる等少しの時間でも触れ合うことを大切にしてください。また、休日には、子どもと十分に触れ合うようにしてください。遠出をしなくても、近くの公園を散歩したり、一緒に遊んだりすることで、子どもは満足します。平日、勤務を要しない日は、家庭でお子さんの成長ぶりをじっかんしましょう。

◎好奇心を大切にす

0～2歳児は色々な物、事に興味をもって、触れたり、試したりして生活を広げていきます。危険な物は子どもの手の届かない所へしまう等、子どもの安全を見守りながら好奇心を大切にしていましよう。また、危険な事やいけない事をした時は、言葉や表情で気づかせていましよう。

◎褒め、励まし、自分でできる喜びをもたせる

保護者の方が手を掛けていくことで“やってみたい”という気持ちに繋がります。自立を求めすぎずに手を掛けていくことを大切にしてください。そして、“自分で…”という思いがでてきた時には、見守り、励まし、自分で出来たことを褒め、意欲をもたせていましよう。また、出来るようになったことも甘えたい気持ちから「やって」という事があります。自立と甘えの気持ちが混在する時期なので、思いを受け止めていましよう。

◎良い事、悪い事は大人が知らせる

良い事、悪い事の判断ができず、自分のしたいように思いを通そうとします。よい事をした時にはたくさん褒めていましよう。また、いけない事やわがままを通そうとする時には、何故いけないのか、その理由も伝えながら言い聞かせていくことも大切です。

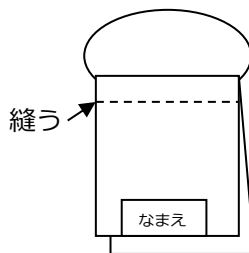
持ち物について

全ての持ち物に記名してください。

(1) 毎日持参するもの

①エプロン 1日2枚

- ・食事に使用します。
- ・毎日使用する物なので破れたり汚れたりしてきます。随時確認してください。
- ・ゴムが伸びてくると衣服が汚れますので取り替えてください。

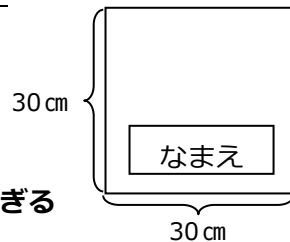


〈作り方〉

- (1) フェイスタオル1枚を半分に折って二重にする。
 - (2) 上から2～3cmを縫い合わせ、ゴムを通して首からかけられるようにする。
- ・ゴムの長さは子どもの首に合わせて頭が入る大きさ・長すぎないように調整してください。

②おしぼり 1日4枚(延長16時以降利用児は5枚)

- ・午前おやつ、食事、午後おやつ、給水時、延長保育おやつで使用します。
- ・毎日使用する物なので破れたり汚れたりしてきます。随時確認してください。
- ・ハンドタオルの大きさがよいです。**ハンカチタオルは小さすぎるので適しません。**

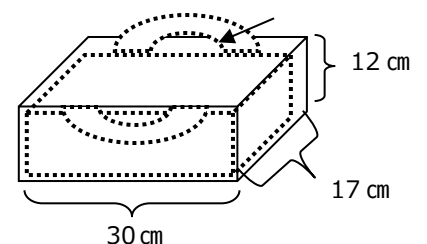


名前は、(表面に) 布に大きく書いて縫い付けてください。

③エプロンやおしぼりを入れる袋 1枚

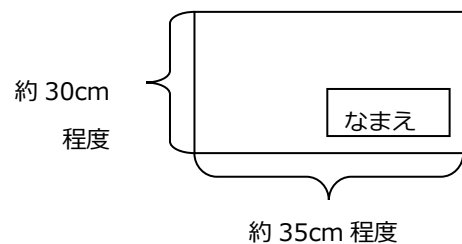
- ・エプロンやおしぼりを入れるかごに使用します。
- ・菌が繁殖しやすいため、ビニール製の袋又は洗濯のできるポリエステル素材のエコバッグでもよいです。
- ・かごにかけられるように、しっかり口の広がる袋をお願いします。

袋をプラスチック製のかごに入れます



④おしり敷きマット 1日1枚

- ・おむつを交換するときを使用します。
- ・フェイスタオル1枚を二つ折にし、縫ってください。
- ・名前が付いた面を表面として使用するため、布に名前を大きく書いて片面に縫い付けてください。



(2) 園に保管していただくもの

持ち物		0歳	1歳	2歳
保育室引き出し	おしぼり	2	2	2
	食事用エプロン	1	1	1
	トレーナー、セーター等(気候に応じて)	3	3	2
	Tシャツ、長袖シャツ(気候に応じて)	3	3	2
	肌着	3	3	2
	ズボン	3	3	3
	靴下	1	1	1
	レジ袋 ※1	5	5	5
	おしり敷きマット	1	1	1
	体拭き用タオル(フェイスタオルサイズ)	1	1	1
トイレ内に置くカゴ	オムツ	10枚	10枚	10枚
	使い捨て手袋(小分けにしたもの2~3組) ※2 (塩化ビニル樹脂製又はポリ塩化ビニル製)	1	1	1
	おしり拭き ※4	1	1	1
	ビニール袋(小分けにしたもの2~3枚) ※3	1	1	1
	トレーニングパンツ、綿パンツ		オムツの取れた子 5	4
	おしり敷きマット	1	1	1
ルサーム	体温計	1	1	1
	ボールペン	1	1	1

- ・持ち物は、決まった場所に整理して入れておきましょう。
- ・前日に汚した分の衣服とオムツと、使い捨て手袋の補充をして必要枚数を入れておきましょう。
- ・数については目安ですので、お子さんの健康状態、成長の状況等を考慮し、増減してください。

※1 汚れた衣服を入れる袋です。

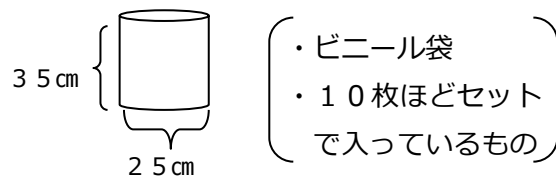
遊び、食事などで汚れた時に使用します

※2 使い捨て手袋は、便を拭く時にはずれないように「塩化ビニル樹脂製」又は「ポリ塩化ビニル製」のものを用意してください。

※3 便をしたオムツ等を入れるビニール袋です(横25cm×縦35cm位のもの)

※4 プラスチック製のふたをつけてください。

(乾燥を防ぐため)



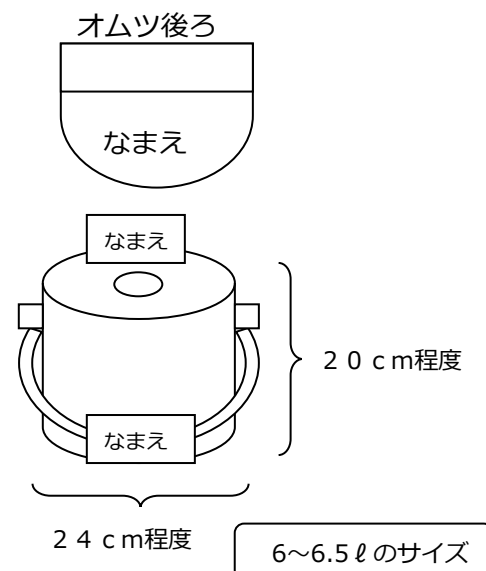
▼オムツについて

- ・紙オムツ、布オムツどちらを使用してもよいです。
- ・不足のないようにトイレのカゴに入れておいてください。
- ・名前はオムツの後ろに大きく記入してください。

▼汚物バケツについて

- ・トイレトレーニング期間中は、個人用オムツバケツを準備してください。(必要な時にお知らせします。) また、お子さんの健康状態を把握するために、オムツの使用枚数や排泄物の形状を確認したい方は、個人用オムツバケツで対応します。担任まで申し出てください。

- ・ふたつきの物を用意してください(ふたにも記名)。
- ・汚れたオムツや衣服を入れます。
- ・トイレの棚に並べて置くので上記のサイズで用意をお願いします。



▼衣服・帽子・靴について

- ・パーカーや紐のついた服は事故につながりやすく危険なため、控えてください。また、裏起毛(ヒートテック)は、温度調節をしにくく、適しません。
- ・ズボンは腰にゴムの入ったもの、体の動きに合うもの、引きずらない長さのものを着用してください。股の浅いもの、オーバーオール、サスペンダー使用ズボン、ロンパースは着用を控えてください。
- ・靴は自分で履きやすく、歩きやすい運動靴で子どもの足に合ったものを用意してください。マジックテープの付いた靴が履きやすいです。大きい靴は、歩きにくく疲れやすいです。サンダルは滑ったり、足先を傷めたりすることもあるため使用しません。
- ・帽子は指定の帽子を用意し、毎日の登降園時に着用してください(うさぎ組—ピンク、ひよこ組—白)。
- ・髪の毛の長い子は必ずしばってください。しばるゴムの飾りは頭を傷つけない(転んだ時に)布製の物にしてください。(ピンは不可です)
- ・靴下は履いていると滑りやすいため室内では脱ぎ、戸外遊び時に着用します。
- ・靴下は毎日用意が必要です。(足首までのスパッツは良いですが、タイツは控えてください。)

【登園時に保護者がすること】

- ①家庭にて登園前に検温し、コドモンに入力する。
- ②親子で手洗いをして入室をする。
 - ・子どもも保護者のハンカチで拭いてください。
 - ・乳児は抵抗力が弱いので、外部からの雑菌を持ち込まないために行います。
- ③コドモンで登園打刻をする。
- ④帽子、靴下を脱ぐ。

- ⑤オムツを補充する（サブスク利用の方はしません）
- ⑥おしり敷き用マットをケースに入れる。
- ⑦エプロン、おしぼりを所定の場所に入れる。
- ⑧おしぼり入れのカゴに袋をかける。
- ⑨オムツ交換、排泄をさせる。

} 同じケースに入れる。

- ・家庭で行った後も園で一度、オムツに出ていないか確認したり、トイレに行ったりして排泄を促してください。（パンツに移行した子は、園でパンツに替えてください。）
- ・家庭からはいてきたオムツにも記名をしておいてください。

⑩検温をする。

- ・実測計（脇用デジタル）使用してください。

（予測計と表示のものもありますのでご注意ください。）

- ・体温は健康のバロメーターです。一日お預かりするお子さんの体温を把握するために行います。

検温方法

- ・膝の中に入れ、絵本を読んだりお話をしたりして親子で触れ合いながら測りましょう。
- ・デジタル計は合図があるまで、計測してください。
- ・検温表に体温、子どもの状態、爪の状態を記入してください。

<体温について>

平常体温

健康な時の最高と最低の体温を見て、その幅の体温が平常体温です。

警告体温

平常体温の最高体温から 5 分増のところが警告体温です。

受け入れはしますが、様子把握の為に**仕事の区切りのついた時や昼休憩に園に電話をしてください。**

降園体温

警告体温よりさらに 5 分高い体温です。

この体温に達した場合は、病児とみなし**受け入れができません**。また、保育中に降園体温に達した場合は園から連絡をしますので**迎えに来てください**。

⑪検温表、体温計、連絡ノート、爪を保育者に見せる。

- ・子どもの爪は薄く角ができると怪我につながりますので、長い時はその場で保護者の方に爪切りをお願いする場合があります。
- ・体調が良くない時（下痢、目やに、嘔吐等）は記入するとともに、受け入れ時に保育者に連絡してください。

⑫すべての用意ができたなら、「行ってくるね」と言葉をかけたり、スキンシップをとったりしてから出かけましょう。

成長記録(連絡ノート)について

・乳児は、日によって心身の状態に著しい変化の見られることがあります。保護者と保育者との連携を密にし、子ども達が機嫌よく安心して園生活を送れるよう毎日家庭で書いてきてください。

・家での様子（食欲、機嫌の良し悪し、健康状態、薬の服用の有無 ※ 1）や、連絡などを記入してください。

※ 1 薬を服用しているときには、どんな症状に対しての薬かを記入してください。 コドモンには、熱のみ入力してください。

【登園させても大丈夫かな…と迷う時】

園は家庭とは違う「集団の場」です。感染症は互いにうつし合ってしまう場合があります。次の場合は預かりが心配になりますので、早めの安静を検討しましょう。

- 1 検温をして、降園体温になっている場合
- 2 日頃の様子と違う、泣く時間が多い、遊べないなどの姿や伝染性の病気の可能性が見られる場合
- 3 繰り返し嘔吐、下痢がある場合（脱水の危険と周りへの感染防止のため、同じ症状が2回以上、もしくは1回でも複数の症状があった場合）

上記の症状が園で見られた場合、園からお子さんの症状をお伝えし迎えのお願いをしています。

【降園時に保護者がすること】

- ①登園時と同じように手洗いをする。
 - ②汚れ物を持ち帰る。
 - ・保育室のかご…エプロン、おしぼり
 - ・トイレ…おしり敷きマット
 - ③トイレの用品を消毒する。
 - ・汚物バケツ（園用バケツ・個人用バケツを使用した子のみ）
 - ・おしり敷きマットを入れるカゴ
 - ④衣服、オムツ、ビニール袋、使い捨て手袋の不足分を確認する。
 - ・カゴ（トイレ）の中を毎日確認し、足りないものは翌朝補充しておいてください。
 - ⑤成長記録（連絡ノート）を持ち帰る。
 - ⑥帽子、靴下、上着を持ち帰る。
 - ⑦コドモンで降園打刻をする。
- ★降園後は園庭で遊ばません。駐車場も混みあいますのでスムーズな降園に御協力ください。
- 迎えの**予定時間、予定引取者**（迎えの保護者）が**変更になった時は、必ずコドモン又はお電話にて連絡をください。**

【週末に行うこと】

- ・帽子や運動靴、シーツの洗濯をし、日光消毒をしてください。